

近世後期、出雲国における社家組織の変容 —本所吉田家の神道裁許状をめぐつて—

面 坪 紀 久

はじめに

江戸時代における幕府の神職支配は、主に公家の吉田家・白川家に委ねられてきた。両家は官位執奏などを通して諸国の神職を配下に取り入れ、全国の神職を支配する「本所」として存在した。とくに吉田家は「神祇管領長上」を自称し、積極的な神職支配を展開する。吉田家の強い働きかけによって実現した、寛文五年（一六六五）の諸社禰宜神主法度の発布は、吉田家による全国横断的な神社神職支配を推し進め、多くの神職が吉田家に編成されることとなつた。諸社禰宜神主法度に規定されたのは、神祇を学び神事祭礼を厳修すること、神領を守り掃除や修理を怠らないこと、着用装束は吉田家の裁許状によるべきこと等であった。⁽¹⁾吉田家が発給する神道裁許状によつて、神職は装束の着用が許され、また神職の身分が保証されたのである。

在地における吉田家支配の浸透と影響については、これまでも、①神職の専業化と神職集団の形成、②「神祇伯」白川家との競合、③それに伴う吉田家からの離脱など、多方面からの研究の蓄積があるが、中でも、甲斐国国中地域に展開した勤番体制について検討した西田かほる氏は、中世に由来する勤番制度に組み込まれてきた神職達が吉田家と積極的に結びつき、勤番体制を敷く八幡宮に抵抗していくこと、勤番体制が瓦解すると吉田家から離脱していく傾向にあつたことを明らかにしてい る。この中で神職達は勤番体制という在地秩序に対抗する手段として吉田家を「選択」し、吉田家の理論を在地理論に優越させることによつて、旧来的な在地秩序か

らの脱却を図つていった。⁽³⁾また、井上智勝氏は、在地の組織や秩序の桎梏に苦しむ神職達が本所を頼つてそれらの秩序を超越しようとする動向はしばしばみられるとして、吉田家の存在が場合によつては在地の神職組織の解体を促す作用を果たした、と指摘している。⁽⁴⁾

本稿で検討する出雲国においては、「出雲国神社惣檢校職」を自称して、出雲国内の神職に独自の裁許状を発給してきた杵築大社の存在があり、寛文五年以降も杵築大社からの裁許状を取得する神職が多数を占めていた。そうした国内の形勢に変化が生じるのは、元禄期に入つてからのことであり、宝曆四年（一七五四）に至ると、国内神職の約八割が吉田家の裁許状を取得している。⁽⁵⁾

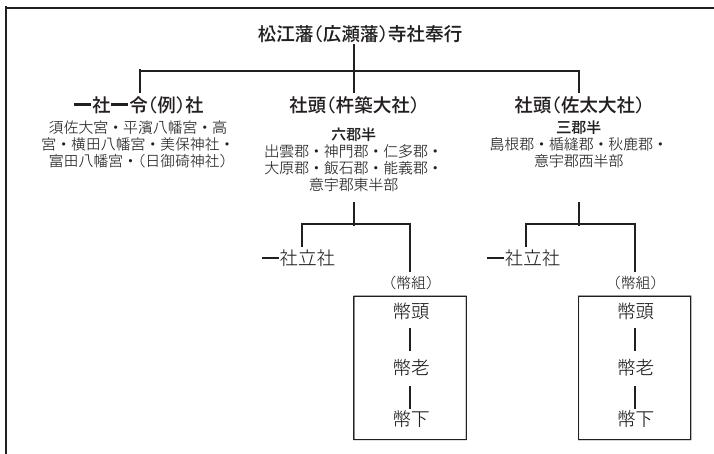
さて、出雲国には「社頭」「幣頭」と称する、中世の事情に起因する在地の神職組織（社頭幣頭制）が存在しており、本所吉田家による支配はこうした既存の神職組織を利用する形で進展した。「社頭」「幣頭」という旧来的な在地秩序と、本所吉田家という新たな神職支配、異なる二つの支配はどういうふうに併存したのだろうか。本稿では十八世紀後半から十九世紀にかけて出雲国内で展開した神職争論を素材として、争論に際して神職達が述べた様々な論拠の中から、出雲国における神社神職支配の在り方とその特質について明らかにしていきたい。

第一章 出雲国における神社神職支配

第一節 社頭幣頭制

本節ではまず、出雲における神社神職支配の基盤となつた社頭幣頭制について確

【図1】出雲国神職組織図



認しておきたい。⁽⁶⁾「社頭幣頭制」とは、いわゆる触頭触下制度である。触頭触下制度とは、幕府や領主からの触を触頭がうけ、触下の社家に伝達する仕組みであり、出雲国においては、触頭を「社頭」、触下を「幣下」などと称した。社頭と幣下との間には各郡数名の「幣頭」（幣年寄）が配置され、郡内の中小神社をとりまとめる中間管理を担つた。すなわち、郡内にはいくつもの幣頭を中心とした神職集団（以下、「幣組」と称する）が形成されていたのである。国内の神職はこの社頭幣頭制の下に統率され、ほぼ全ての神職がいずれかの幣組に属することとなつた。しかし、例外的に、幣頭の介入を受けない神社・神職が存在した。「一社立社」「一社一令（例）社」と称される、特別な由緒に支えられた神社である。一社立社とは幣頭を介さずとも社頭との直接的な交渉が認められた神社であり、一社一令社とは幣頭のみならず社頭の支配すらも及ぶことのない、それ自体において社頭と同等の社格を有する神社である。

一社立社は、後世に至るとかなりの増減があるが、一社一令社については凡そ固定的で、国内では六社がこれに該当する。⁽⁷⁾ただし、一社立社について見られる特権はあくまでも「一社立社の神社」にのみ適用されるもので、例えば、一社立社を管掌する神職が、一社立社ではないそのほかの中小神社を兼帶してい

る場合は、これら中小神社の神職として周辺一帯を統べる幣頭の配下に属さねばならなかつた。つまり、一社立社とは「神職の」特権ではなく、あくまでも特定の神社に対する優遇措置であつた。以上が、近世出雲国における神社神職組織の基本的な仕組みである。このような整然とした体制がいつ、どのようにして形成されたものかは明らかになつてゐない。中世を起源とすることは指摘されているが、その実態についてはほとんど分かつてゐないからである。⁽⁸⁾松江藩では杵築大社を中心に形成されていた、かかる既存の体制に依拠する形で、領内神職の統制を図つた。

個別の地域に即して蓄積してきた神職組織研究の統括的把握を試みた井上智勝氏は、社頭などの触頭を擁する諸国の神職組織を領国地域と非領国地域に分けて検討し、このうち出雲国などの領国地域に見る領主の触頭支配には二つの方法があつたと指摘する。即ち、①領主によって触頭が新規に設定される場合と、②前代以来の地域有力大社による既存の組織が利用される場合である。⁽⁹⁾杵築大社を神職編成の基底に据える松江藩の神社神職支配の在り方は、井上氏の分類に即せば後者に該当しよう。後者の場合、既存の体制を利用する分、在地からの抵抗は比較的少ないという利点はあるが、反対に領主権力が地域有力大社の自律的な在り方に掣肘を加えられることも少なくなかつたといふ。

さて、既に述べた通り「社頭」として国内の神職達を統括したのは、当時「出雲国神社惣檢校職」を称して、国内に絶大な影響力を誇っていた杵築大社であつた。一方、出雲国東部の秋鹿郡に所在する有力大社・佐太太社では、古来より自社で執行される莫産替神事に、島根郡・秋鹿郡・意宇郡西半部の三郡半の神職を出仕させる独自の祭祀組織を有し、これらを「手下」と称して実質支配に及んでいた。ところが元禄六年（一六九三）、佐太太社上官吉岡家の相続問題への杵築大社の介入を契機として、出雲国の神社神職支配権をめぐる四年間にわたり争論へと発展する。争論は藩を越えて幕府の裁許を仰ぐこととなり、結果として、杵築大社が出雲国一円支配の根拠としてきた「出雲国神社惣檢校職」が否定され、争論は事实上佐太太

社の全面勝訴を以て幕を閉じた。⁽¹⁰⁾元禄十年（一六九七）、四年間に及ぶ争論の末、支配権は次の如く確定を見た（図1）。

杵築大社・出雲郡・神門郡・仁多郡・大原郡・飯石郡・能義郡・意宇郡東半部
佐太社・島根郡・楯縫郡・秋鹿郡・意宇郡西半部

次に、社頭の下で幣組を統率した幣頭の役割についても確認しておきたい。先述の通り、幣頭の最も重要な役割は、社頭や藩から下される触を幣下社家に伝達することであるが、この他にも幣頭は実に多様な役割を負っていた。特徴的な役割のひとつとして、幣組内で生じた争論に対処する「仲裁者」としての姿がある。幣頭レベルで対処が困難な場合には社頭に判断を委ねることになるが、幣組内部の問題を取り捌き幣組内の調整を図ることも、幣頭に課せられた役割であった。幣組に関わる一切の諸事務を担い、多忙を極める幣頭の補佐役として設置されたのが幣老であった。

幣頭や幣老の任命は社頭によって行われ、これらは郡内でも比較的社格の高い神社が任命される傾向にあった。幣頭や幣老の任は、神社の社格に対応するものであるが、神職の多くは代々世襲によって継承されたため、これらの役は特定の神職家に固定化される傾向にあった。幣頭が在任中に解任・交代することは極めて稀であり、後継者が幼齢である場合や、跡継ぎに恵まれなかつた場合に限り、「幣頭仮役」や「幣頭代」といった代役を立てることが認められていた。⁽¹¹⁾しかし、その場合も元の幣頭が復帰すれば、速やかに返上しなければならないものでもあった。

ところが、幣頭が完全に交代してしまうケースもあった。幣頭を務める神職が奉仕する神社が、一社立社に昇格した場合である。詳しくは第三章で検討したいが、十九世紀初頭、出雲国内では長年幣頭や幣老を務めてきた神職達が相次いで一社立社に昇格するという事態が生じていた。幣頭や幣老であること、言い換えれば、幣頭や幣老足りうる社格や由緒を有するということが、一社立社の昇格要件のひとつとして意識されていたものと思われる。したがって、社頭—幣頭—幣老—幣下とい

う構図は、単純な触頭—触下という関係に留まらず、その根底に存在する神職間の序列意識を可視化させる仕組みでもあった。

第二節 本所吉田家の浸透

寛文五年（一六六五）の諸社禰宜神主法度の発布は、当時全国横断的な神職支配を志向して全国の神職に影響力を強めつつあつた京都の公家・吉田家（本所）の強い働きかけによって実現したものであった。諸社禰宜神主法度の発布によって、全国的にも本所吉田家に入門する神職が増加していくことは既に周知のことである。⁽¹²⁾出雲国の場合、吉田家に倣い、独自に神道裁許状を発給してきた杵築大社の存在もあり、当国においては寛文五年以降も杵築大社からの裁許状取得が優勢であった。⁽¹³⁾吉田家からの裁許状取得が遅々として進まなかつた要因のひとつには、取得に係る費用をどのように確保するかという問題があった。というのも、本所吉田家から神道裁許状を取得するためには、その前提として吉田家に入門し、同家による神道伝授受ける必要があった。そのため、神職達は数ヶ月～半年間にわたる上京・滞在を余儀なくされたのである。神道伝授や神道裁許状の取得には、多額の官銀を必要とし、数ヶ月に及ぶ滞在費・移動費・遊興費を含めれば、一度の上京に係る費用を捻出することは在地神職にとって相当の負担を伴うものであった。⁽¹⁴⁾費用を負担するのは、神社の氏子達であったので、在地生産力の向上や、或いは強力な支援者の存在なしには、いかに神職自身がそれを望もうとも厳しいものでもあった。⁽¹⁵⁾幸い、杵築大社の裁許状は官銀こそ必要とするものの、滞在費といった裁許状取得に係る費用以外の負担は遥かに軽いという点において、格段に取得しやすいものであった。寛文五年以降も杵築大社からの裁許状取得が優勢であるというのも、こうした神職達の経済事情を反映してのことであろう。⁽¹⁶⁾

出雲国内の裁許状取得に係る形勢に変化が生じるのは、元禄十年（一六九七）、先の杵築・佐太争論において杵築大社の敗訴が確定した後のことである。三郡半の

支配が確定した佐大大社では、以前より配下神職による吉田家の神道裁許状取得を奨励していたが、社家の経済事情を鑑み、杵築大社からの裁許状も黙認していた。¹⁷⁾

しかし、元禄十年以降は、いかなる場合においても吉田家以外からの取得を禁止している。またその際には、社頭たる佐大大社の添簡を必要とし、例え上京したとしても添簡がなければ裁許状が発給されることはなかった。佐大大社配下三郡半について言えば、元禄十年以降、社頭の意向によって半強制的に本所吉田家に編成されることとなつたのである。

いっぽう、杵築大社配下六郡半でも、元禄十年を契機として吉田家に編成されていく。しかし、杵築大社では配下神職による吉田家からの神道裁許状取得には一切介入しなかつたため、吉田家と配下神職との取次は各幣頭レベルで請け負うこととなつた。通常、藩の触頭（藩触頭）と本所吉田家の触頭（本所触頭）とは、佐大大社のように一つの神社がその両方を担うケースが一般的であるが、

杵築配下の六郡半では、藩触頭を杵築大社が、本所触頭を各幣頭が担うという、錯綜する支配体制が生み出されることとなつたのである。

【図2】



(注)「出雲国十郡絵図」『松江市史』史料編5より転載

第二章 社家組織の変容と奥飯石地域を事例として

第一節 概観

本章では、社頭に統率される国内中小神社の神職達がどのような集団を形成し、近世を通じてどのような変容を遂げていくのか、実際に即して見ていただきたい。検討する地域は、出雲国南部に位置し、近世には松江藩の支藩・広瀬藩に属した奥飯石地域（現飯石郡飯南町・雲南市の一帯）である。

寛文六年（一六六六）、能義郡を拠点として広瀬藩が立藩すると、奥飯石地域もその一部に組みこまれた。ところが、天和二年（一六八二）に藩主松平近栄が越後騒動に連座した罪で一万五千石が召し上げられると、石見銀山領にほど近い奥飯石地域も一時召し上げとなり、幕領に組み込まれることとなつた。その後、貞享三年（一六八六）・元禄七年（一六九四）と、段階的に旧知に復し、再び広瀬藩領となる。¹⁸⁾また、【図2】に見る通り、当該地域は広瀬藩邸の置かれた能義郡との間に、大原郡と仁多郡を挟む、所謂飛地領であった。そのため、広瀬藩による当該地支配は、陣屋が置かれた頓原村を中心として、常駐する郡奉行によって行われた。広瀬藩にはかつて「御領内大社」とも称せられた一社一令社・富田八幡宮が存在したが、広瀬藩では杵築大社に代わる新たな社頭を設置せず、松江藩領にある杵築大社を藩触頭として、旧來の社頭幣頭制に依拠する形での領内神社神職展開した。¹⁹⁾

さて、寛政十年（一七九八）に奥飯石地域を対象に作成された「宗門御改目録」には、郡内宗教者の身分別人数として「社家十五人」が挙げられている。²⁰⁾幣頭を勤めたのは、赤名村赤穴八幡宮神職倉橋家と頓原村由来八幡宮神職景山家の二家であり、中でも倉橋幣組は十七カ村・九名の神職による大規模な集団であった（【図3】）。このほか、穴見村・大路村・八幡村の三ヶ村の神職を勤めた山本家は一社一令社・須佐神社の下社家として、同社の配下に属したため、倉橋幣組や景山幣組の神職達と行動を共にすることはほとんどなかつたようである。

【図3】飯石郡図



(注) 島根県立図書館蔵「出雲国村落分合地図」(明治八年)をトレースして作成。
…倉橋幣組

次に「飯石郡式拾宅ヶ村堂社合帳」から、文化五年（一八〇八）時点の神社の分担状況を確認しておこう（表1²¹）。本史料は、文化五年に作成された社合帳を、嘉永五年（一八五二）に八神村明眼寺住職が借用・書写したものとされ、飯石郡広瀬藩領下の村々に所在する氏神社・中小祠・寺院・堂社が網羅的に記されている。これによれば、郡内には一、二、四社（氏神社・中小祠含む）が所在し、その内、寺院持の二社と持主不明の二十九社を除く、一、一八三社を神職独占的に抱えており、さらに神職の多くが、主管とする神社以外にも複数の神社を兼帶していた様子が窺える。中には「相持」として、特定の神社に一人の神職が奉仕する特異な奉仕形態も見られた（本稿では便宜的に「相神主体制」とする）。この相神主体制は時

【表1】 広瀬藩領下における小祠の分担状況（文化5年）

| 倉橋幣組 | | |
|------|-------------|-------|
| 村名 | 宗教者 | 小祠(数) |
| 赤名 | 倉橋美濃（幣頭） | 63 |
| | 倉橋美濃 | 30 |
| 下赤名 | 寺持 | 2 |
| | 不明 | 2 |
| 上来島 | 長里信濃 | 1 |
| | 岸壱岐 | 28 |
| 真木 | 長里信濃 | 8 |
| | 岸壱岐 | 21 |
| 小田 | 長里信濃 | 30 |
| | 岸壱岐 | 12 |
| | 長里信濃・岸壱岐相持 | 12 |
| 野萱 | 長里信濃 | 34 |
| | 岸壱岐 | 6 |
| 下来島 | 長里信濃 | 80 |
| | 不明 | 2 |
| 獅子 | 橋本玉井 | 18 |
| | 橋本玉井 | 80 |
| 八神 | 不明 | 2 |
| 角井 | 勝部伊勢頭（幣老） | 43 |
| | 不明 | 1 |
| 志津見 | 勝部主水 | 27 |
| | 勝部伊勢頭 | 89 |
| 畑 | 不明 | 3 |
| 刀根 | 橋本玉井 | 18 |
| 都加賀 | 勝部伊勢頭 | 1 |
| 竹尾 | 春日但馬・伊達佐魂相持 | 16 |
| | 不明 | 2 |
| 入間 | 春日但馬・伊達佐魂相持 | 1 |
| | 春日但馬 | 41 |
| | 伊達佐魂 | 73 |
| | 不明 | 3 |
| 小計 | | 749 |

| 景山幣組 | | |
|------|----------|-------|
| 村名 | 宗教者 | 小祠(数) |
| 佐見 | 松原美織 | 35 |
| | 景山藤恵（幣頭） | 71 |
| 頓原 | 景山權之正 | 61 |
| | 松原美織 | 78 |
| | 不明 | 14 |
| 花栗 | 景山掃部 | 40 |
| 長谷 | 景山藤恵 | 49 |
| 小計 | | 348 |

| 須佐大宮下社家 | | |
|---------|------|-------|
| 村名 | 宗教者 | 小祠(数) |
| 大路 | 山本日向 | 75 |
| 八幡 | 山本筑後 | 20 |
| 穴見 | 山本市正 | 22 |
| 小計 | | 117 |

| 合計 | | |
|-----|--------|--|
| | 小祠(社)数 | |
| 神職持 | 1183 | |
| 寺持 | 2 | |
| 不明 | 29 | |
| 合計 | 1214 | |

(注) 明眼寺文書蔵「飯石郡式拾宅ヶ村堂社合帳」より作成。倉橋幣組にはこのほかに、民谷村神職田邊家も含まれる。

第二節 職号による序列化

として相神主たる神職間の席次争論を誘発し、幣組内秩序に動搖をもたらす要因ともなった。

先述の通り、出雲国における吉田家支配は元禄十年以降加速度的に進行した。とはいっても国内には少なからず存在していた。かつて幣頭を勤めた倉橋家には最も早いもので寛永九年（一六三二）の神道裁許状が確認できる。なぜ倉橋家がいち早く上京し、吉田配下に下ったのかは定かではないが、当家ではこれ以降明治維新を迎えるまで

一貫して吉田家の裁許状を取得している。

【史料一】

^①出雲国飯石郡赤穴宇佐八幡宮之^②祠官^③倉橋対馬守清次、恒例之神事参勤
之時、可着服^④風折烏帽子狩衣者、神道裁許状如件、
^⑤寛永九年壬申年三月十一日

^⑥神道管領長上ト部朝臣兼蒙（印）

右は、寛永九年、倉橋対馬守が取得した神道裁許状である。⁽²³⁾ 神道裁許状とは白丁以外の装束着用を許可する証明書であると同時に、神職としての活動を保証する、神職達にとって極めて重視な許状であった。改めて、神道裁許状の記載内容を確認しよう。裁許状には様々な種類があるが、右に示したのはその中でも最も基本となる「風折烏帽子狩衣」の着用許状である。^①奉仕神社、^②職号、^③受給者、^④装束の種類、^⑤発給日、^⑥発給者の六項目から構成されていることが窺えよう。本稿では、この内、^②職号に注目したい。

現在、県内各社に残る棟札や古文書に接すると、神職が名乗る職号は実に多様性に富んでおり、神道裁許状に許された職号に留まらない、様々な職号が用いられていることに気がつく。宝暦十年（一七六〇）に広瀬藩主松平淡路守の命により各神社に提出が求められた「出雲国能義郡飯石郡社帳」には広瀬藩領内の神社・祭神・職号・神職名が網羅的に記されている。⁽²⁴⁾ 所載の神社は、吉田家に届けのある神社に限られるが、総社数一三七社、神職数三十名が列記されており、そのうち職号には⁽¹⁾神主号、⁽²⁾祠官号、⁽³⁾社司号、⁽⁴⁾無記載の別がある。その内訳は次のようになる。

(1) 神主【三名】、(2) 祠官【二十二名】、(3) 社司【四名】、(4) 無記載【二名（下社家）】。

右の書き分けは、吉田家の神道裁許状の記載に則ったものと思われるが、宝暦十年時点での広瀬藩領内における神主号の取得率はわずか一割にも満たなかつた。また、神主号を取得した三名は、能義郡の一社一令社富田八幡宮の神職竹矢家や、十

四社を兼帶する能義郡の神職・恩田家といった限られた有力神社であり、奥飯石地域では倉橋家も含め、全ての神職が祠官号に留まっていた。

吉田家による「諸国礼物之定」（裁許状取得に際して納める礼金規定）によれば、神主号の取得には、神道裁許状とは別に「金三歩」と、手数料「銀廿五匁」を納めなければならなかつた。⁽²⁵⁾ 中小神社の神主号取得が遅れる要因のひとつには、神主号よりも祠官号がはるかに安価であるという経済的背景が想像されるが、それ故に神主号の取得がごく一部の限られた有力大社に留まっていたこともまた、中小神社による神主号取得に掣肘を加えたものと思われる。

「出雲国能義郡飯石郡社帳」に「神主」と見える恩田家を例にとってみてみよう。能義郡布部村に代々奉仕した恩田家は、一社一令社・富田八幡宮のもとに構成された十四名の社家から成る山中組に所属した。吉田家との取次も富田八幡宮神職竹矢家が行っている。

元文三年（一七三八）、山中組では神主号の取次を求める声が高まっていた。こうした神職達の要請に対して竹矢家では「代々其例無之」として、配下神職による神主号の取得を堅く禁じ、さらにその中で、恩田家による神主号取得の経緯についても言及している。これによれば、恩田家による神主号取得は、^①数年にわたる神道修学、^②富田八幡宮に対する「神忠」、^③富田八幡宮先代死去以来の一方ならぬ出精による格別の取り立てであったという。⁽²⁶⁾

右の事例から分かるのは、竹矢配下では十八世紀半ばには既に職号による序列化が進行していたこと。その際には、本所吉田家と神職との間を取り持つ竹矢家が、配下神職の裁許状取得を恣意的に制限し、自家による社家支配に利用していること。そして、富田八幡宮への忠義に対する「恩賞」のような形で神主号が下付されていることも窺える。

いっぽうの奥飯石地域では、先ほど取り上げた寛永九年の神道裁許状でも、宝暦十年の社家帳においても、倉橋幣組の神職は神主号より一段劣る祠官号に留まつて

いた。しかし、赤穴八幡宮に所蔵される弘治二年（一五五六）～慶應四年（一八六

八）の計三十六枚の棟札からは、倉橋家が遷宮に際して、裁許状に許された「祠官」

ではなく「神主」を自称していた様子が窺える（表²⁷）。また、志津見村の神職

勝部家でも、「社司」「社主」「注連主」「祠官」「神主」「神職」「祭主」などと称し、

実社会では依然として「祠官」に留まらない多様な職号が用いられていた（表²⁸）。

このことは、当初倉橋幣組の神職達にとって神道裁許状に許される職号とは、あく

までも対外的なものに留まり、幣組内の序列にはほとんど影響力を持たなかつたこ

とを意味していよう。

ところが、寛政期に至ると、これまでの多様な職号から一転し、「神主」号へと統一されていく様子が窺える。寛政七年、幣頭倉橋家では初めて「神主」号の神道裁許状を取得した。幣頭に「神主」号取得を意識させたものとは何であつたのか。

次節で見ていこう。

第三節 集団の変容

(一) 寛政元年棟札争論⁽²⁹⁾

寛政元年（一七八九）、小田村和田八幡宮の遷宮式に際して、倉橋幣組の神職であり当社に相神主として奉仕する長里正木・岸宮門との間では争論におよんでいた。まず、争論の舞台となつた和田八幡宮について確認しておこう。当社は、平治元年（一五九）に小田村・上來島村・下來島村・野萱村の氏神社として創建されたと伝えられる。その後、近場への氏神社創建を求める下來島村・野萱村の氏子の声に応じて、享保五年（一七一〇）に下來島村手倉八幡宮と和田八幡宮靈を勧請し、野萱村に塚原八幡宮が成立した。⁽³⁰⁾これに及んで、古来より和田八幡宮に相神主として奉仕してきた長里家と岸家が、新たに創建された塚原八幡宮を兼帶することとなつたのである。

【史料二】

孝德帝 大化元年手倉鎮座玉依姫命奉遷享保元申歳三月

幣頭倉橋数馬正藤原清重

遷宮行事

橋本遠江守藤原久利

奉新造宮八幡宮社檀一字

享保五子十月八日

本注連主 長里薩摩守藤原定重

脇 同 岸 肥後

右は、争論に先行する享保五年、塚原八幡宮の創建にあたつて奉納された棟札である。⁽³¹⁾「長里播磨」「岸肥後」という署名の上には、「本注連主」「脇注連主」と明記されており、相神主をとる両者の間に「本」「脇」などとする序列が存在していたことが確認できよう。

さて、争論は和田八幡宮遷宮式の最中、遷宮棟札への記名の段にいたり、長里正木が「本注連主 長里正木」「脇注連主 岸宮門」と記入するよう指示したことにはじまる。これに対して、共に相神主を勤める岸宮門から、両者の間に本脇の差別はないとして異議が唱えられ、両者本脇をめぐる向こう十年にわたる争論へと発展したのである。このとき、仲裁にあつた幣頭倉橋美濃は、神道裁許状に見える「相祠官」の文言を根拠に本脇の差別を否定するが、長里家では、元禄九年（一六九六）に岸家との間で生じたという争論の演説書を掲げ、ここに「本神主」「脇神主」の記載が認められるとして倉橋美濃に訴えた。元禄九年の争論がどのような内容のものであったのかは判然としないが、幣頭は当時の争論が本脇を糾すものではないとして取り合わなかった。さらに、「神主号之儀は別段ニ願無之候而者不相成義、両社家之許状ニ茂祠官とこそ有之候而、一代切之神主号ヲ之御免「茂無之候」と神主号を取得していないにも関わらず「神主」を名乗っていることを問題視している。

【表3】志津見村神社棟札にみる職号の変化

| 番号 | 和暦 | 西暦 | 職号 | 神職 |
|----|-------|------|-----|---------------|
| 1 | 寛永11年 | 1634 | 神主 | 古瀬万大夫 |
| 2 | 延宝5年 | 1677 | 社司 | 田中七大夫藤原 |
| 3 | 元禄1年 | 1688 | 社司 | 勝部大和守藤原利重 |
| 4 | 元禄8年 | 1695 | 社主 | 勝部民部 |
| 5 | 元禄12年 | 1699 | 司官 | 勝部民部利重 |
| 6 | 宝永7年 | 1710 | 神主 | 勝部民部掾 |
| 7 | 享保2年 | 1717 | 注連主 | 勝部 |
| 8 | 享保4年 | 1719 | 祠官 | 勝部稔鞍負藤原寛利 |
| 9 | 元文5年 | 1740 | 神主 | 勝部信濃 |
| 10 | 延享3年 | 1746 | 祭司 | 勝部哥膳藤原寛利 |
| 11 | 寛延4年 | 1751 | 祭主 | 勝部哥膳寛利 |
| 12 | 宝暦6年 | 1756 | 社司 | 勝部哥膳寛利 |
| 13 | 宝暦8年 | 1758 | 祭司 | 勝部皆濃利常 |
| 14 | 宝暦9年 | 1759 | 社司 | 勝部信濃 |
| 15 | 宝暦12年 | 1762 | 祭司 | 勝部信濃 |
| 16 | 明和8年 | 1771 | 祠官 | 勝部民部正直 |
| 17 | 天明2年 | 1782 | 神主 | 勝部民部正藤原正直 |
| 18 | — | — | 神職 | 勝部民部藤原口 |
| 19 | 寛政5年 | 1793 | 注連主 | 勝部近江守藤原正直 |
| 20 | 寛政9年 | 1797 | 神職 | 勝部龍之丞藤原正綴 |
| 21 | 寛政9年 | 1797 | 神主 | 勝部龍之丞 |
| 22 | 文化1年 | 1804 | 神主 | 勝部 |
| 23 | 文化9年 | 1812 | 神主 | 勝部数馬正 |
| 24 | 文化13年 | 1816 | 神主 | 勝部数馬正藤原利置 |
| 25 | 文化13年 | 1816 | 神主 | 勝部数馬正藤原利置 |
| 26 | 文化14年 | 1817 | 神主 | 勝部数馬 |
| 27 | 文政4年 | 1821 | 神主 | 勝部数馬藤原利置 |
| 28 | 文政10年 | 1827 | 神主 | 勝部河内頭藤原利置 |
| 29 | 文政13年 | 1830 | 神主 | 勝部河内頭・同政緒 |
| 30 | 天保13年 | 1842 | 神主 | 勝部河内 |
| 31 | 嘉永7年 | 1854 | 神主 | (神主代)岸筑後正藤原義口 |
| 32 | 安政3年 | 1856 | 神主 | 勝部美濃正藤原政重代 |
| 33 | 安政5年 | 1858 | 神主 | 勝部美濃正藤原政重 |
| 34 | 万延1年 | 1860 | 神主 | 勝部美濃正藤原政重 |
| 35 | 文久1年 | 1861 | 神主 | 勝部美濃正藤原政重 |
| 36 | 文久2年 | 1862 | 神主 | 勝部美濃正藤原政重 |

(注)『志津見ダム民俗文化財調査報告書 志津見の民俗(資料編)』(島根県教育委員会、1990年)より作成

【表2】赤穴八幡宮棟札にみる職号の変化

| 番号 | 和暦 | 西暦 | 職号 | 神職 |
|----|-------|------|-----|-----------|
| 1 | 弘治2年 | 1556 | 神主 | 倉橋大和守定次 |
| 2 | 承応2年 | 1653 | 神主 | 倉橋伊豫守藤原清定 |
| 3 | 享保14年 | 1729 | 注連主 | 倉橋對馬守清次 |
| 4 | 寛保元年 | 1741 | 注連主 | 倉橋數馬藤原清重 |
| 5 | 宝暦2年 | 1752 | 神主 | 倉橋豊後守清盛 |
| 6 | 寛政2年 | 1790 | 神主 | 倉橋竜之進藤原清陽 |
| 7 | 寛政2年 | 1790 | 社司 | 倉橋竜之進藤原清陽 |
| 8 | 寛政11年 | 1799 | 神主 | 倉橋美濃守清陽代 |
| 9 | 文化7年 | 1810 | 神主 | 倉橋弘濃正 |
| 10 | 文化10年 | 1813 | 神主 | 倉橋弘濃正藤原清忠 |
| 11 | 文化14年 | 1817 | 神主 | 倉橋弘濃清忠 |
| 12 | 文政2年 | 1819 | 神主 | 倉橋弘濃正 |
| 13 | 文政6年 | 1823 | 神主 | 倉橋相模守藤原清忠 |
| 14 | 文政6年 | 1823 | 神主 | 倉橋相(模力) |
| 15 | 文政6年 | 1823 | 神主 | 倉橋相模守清忠 |
| 16 | 文政7年 | 1823 | 神主 | 倉橋相模守清忠 |
| 17 | 文政8年 | 1825 | 神主 | 倉橋相模正藤原清忠 |
| 18 | 文政9年 | 1826 | 神主 | 倉橋豊後清陽 |
| 19 | 文政13年 | 1830 | 神主 | 倉橋雅楽正藤原清典 |
| 20 | 文政13年 | 1830 | 神主 | 倉橋雅楽正藤原清典 |
| 21 | 文政13年 | 1830 | 神主 | 倉橋雅楽正藤原清典 |
| 22 | 文政13年 | 1830 | 神主 | 倉橋雅楽正藤原清典 |
| 23 | 天保2年 | 1831 | 神主 | 倉橋雅楽守清典 |
| 24 | 天保2年 | 1831 | 神主 | 倉橋雅楽正藤原清典 |
| 25 | 天保3年 | 1832 | 神主 | 倉橋雅楽守清典 |
| 26 | 天保5年 | 1834 | 神主 | 倉橋雅楽 |
| 27 | 天保10年 | 1839 | 神主 | 倉橋相模正藤原清繁 |
| 28 | 天保10年 | 1839 | 神主 | 倉橋相模正藤原清繁 |
| 29 | 天保10年 | 1839 | 神主 | 倉橋相模正藤原清繁 |
| 30 | 天保10年 | 1839 | 導師 | 倉橋相模正藤原清繁 |
| 31 | 弘化3年 | 1846 | 神主 | 倉橋相模正藤原清繁 |
| 32 | 寛永4年 | 1851 | 神主 | 倉橋相模正藤原清繁 |
| 33 | 嘉永5年 | 1852 | 神主 | 藤原清口 |
| 34 | 安政4年 | 1857 | 社司 | 倉橋相模清繁 |
| 35 | 慶応3年 | 1867 | 神主 | 倉橋相模頭藤原清繁 |
| 36 | 慶応4年 | 1868 | 注連主 | 藤原清繁 |

(注)赤穴八幡宮蔵。同社には81基の棟札が確認される。本表はでは、その内幕末までを対象とし、職号の記載があるものに限定している。

争論から七年後の寛政七年（一七九五）、倉橋美濃が退き、嫡子倉橋竜之進（後の相模）が継目許状取得のため上京する。これに併せ、倉橋竜之進は先の引き分け案を本所吉田家に願い出た。吉田家は「吉田御本所之於旧記ニ段々被相糺候所、相祠官ニ相違無之」、また本脇の差別は認められないとして、両者引き分けを了承した。帰国後、広瀬藩と杵築大社からの「了承も得ていよいよ引き分けが成るうかといふ矢先、郡奉行内藤準平が退役、後任に就いた熊谷権四郎の指示によって引き分けは一時保留とされた。熊谷権四郎は保留の理由として、①寛政元年以降争論は沈静化していること、②性急な引き分けは混乱を生じさせかねない、という二点を挙げている。

（二）寛政八年、薦敷争論^{〔32〕}

ところが翌寛政八年（一七九六）にはふたたび争論におよんでいる。この間に神職は、長里正木から長里播磨へ、岸宮門から岸壱岐へと引き継がれていた。

本争論は、和田八幡宮で代々薦敷（こもしき）役を務めてきた松右衛門の訴えによるもので、松右衛門の主張によれば、この度長里播磨によって薦敷役が不當に取り上げられたというものであった。争論中で示された薦敷の役割について確認すると、①宮の庭掃除、②社頭や藩の触を赤穴八幡宮から受け取り廻達すること、③一季の祭礼式・長里家が行う神事への奉仕、④二季の祭礼籠り・宮籠り用薪の調達、などが挙げられる。主に祭礼に出仕し、普段は神社の諸事務を担う専業職であつ

遷宮最中の出来事であつたことから、ひとまず棟札には本脇の差別を書き記し、文書中では「相祠官」と記載する書き分けを提案するが、この提案は更なる争論の火種となりかねないとして幣頭に却下されている。後日、幣頭が提案したのは、相神主体制を改め、以後、和田八幡宮を長里家、塚原八幡宮を岸家が管掌するという引き分け案であった。提案をうけた広瀬藩郡奉行内藤準平は、杵築大社および本所吉田家に伺いを立てるよう指示している。

争論から七年後の寛政七年（一七九五）、倉橋美濃が退き、嫡子倉橋竜之進（後の相模）が継目許状取得のため上京する。これに併せ、倉橋竜之進は先の引き分け案を本所吉田家に願い出た。吉田家は「吉田御本所之於旧記ニ段々被相糺候所、相祠官ニ相違無之」、また本脇の差別は認められないとして、両者引き分けを了承した。帰国後、広瀬藩と杵築大社からの「了承も得ていよいよ引き分けが成るうかといふ矢先、郡奉行内藤準平が退役、後任に就いた熊谷権四郎の指示によって引き分けは一時保留とされた。熊谷権四郎は保留の理由として、①寛政元年以降争論は沈静化していること、②性急な引き分けは混乱を生じさせかねない、という二点を挙げている。

（二）寛政八年、薦敷争論^{〔32〕}

ところが翌寛政八年（一七九六）にはふたたび争論におよんでいる。この間に神職は、長里正木から長里播磨へ、岸宮門から岸壱岐へと引き継がれていた。

本争論は、和田八幡宮で代々薦敷（こもしき）役を務めてきた松右衛門の訴えによるもので、松右衛門の主張によれば、この度長里播磨によって薦敷役が不當に取り上げられたというものであった。争論中で示された薦敷の役割について確認すると、①宮の庭掃除、②社頭や藩の触を赤穴八幡宮から受け取り廻達すること、③一季の祭礼式・長里家が行う神事への奉仕、④二季の祭礼籠り・宮籠り用薪の調達、などが挙げられる。主に祭礼に出仕し、普段は神社の諸事務を担う専業職であつた。

さて、寛政八年に長里播磨によって不當に取り上げられたという薦敷役だが、長里家は解任の原因を松右衛門の「不調法」にある説明している。しかし松右衛門自身は、全く身に覚えもないことで、また岸壱岐方もこの度の解任については全く存ぜぬこととして、不信感を顕わにしている。さらに、長里播磨は松右衛門の解任にあたって、松右衛門の兄甚右衛門を新たな薦敷役として任命した。松右衛門は、薦敷役は親代より松右衛門自身に任せられたもので、甚右衛門を後任とする道理はないとして訴え、岸壱岐も「和田八幡宮社方之儀ニ付而ハ、相社家熟談之上万事取計可申」と述べて長里の主張を批判している。本争論は松右衛門の後役に任命された甚右衛門が、自身には務まらないので名代として松右衛門を指名したことで、松右衛門据え置きのまま幕を閉じた。

右の争論に見る、長里播磨と岸壱岐の主張からは、相神主の及ぶ範囲について、両者の間に意識の隔たりがあることが分かる。長里播磨は争論の中で相神主の形式をとるのはあくまで祭礼に限つてのことであり、それ以外の和田八幡宮の諸事については自身の領分であると認識しているのに対し、岸壱岐は相神主である以上、日常諸事についても相神主として対処すべきと主張した。ところが、先の争論で幣頭倉橋相模が両者の引き分け案を提案するにあたって調査した、「和田塚原社務配分書付写」には、塚原八幡宮での祭礼に際して、和田八幡宮が抱える市役（神子）が派遣されることとなつており、倉橋はこれを「長里方より市派遣」と表現している。^{〔33〕} さらに、長里側の配分が若干多く設定されていることを考慮すれば、相神主と雖も、和田八幡宮の管掌権は長里側にあるとの認識があつたのではないだろうか。引き分けに際して、和田八幡宮を長里側に割り当てたのも、実際的な管理運営を同家が負っていたためではなかつたか。

(三) 争論の終焉

さて、寛政八年の薦敷争論は、先の棟札争論で一時保留とされていた、長里と岸の引き分けを倉橋幣頭に再度意識させたものと思われる。寛政十年（一七九八）、幣頭倉橋家は両者の不和合がいよいよ神勤にまで影響をきたしはじめているとして、郡奉行に再度引き分けを願い出た。ところが、長里家の強い反発によって引き分けは頓挫し、十年にも及ぶ争論は本脇差別の解消を見ないまま、終わりを迎えることとなつた。

以上が、争論の概観である。享保五年塚原八幡宮建立棟札に見るとおり、相神主体制を敷く長里家・岸家との間には「本神主」「脇神主」などとする序列が存在していた。寛政元年に生じた棟札争論は、「脇神主」としてこれまで長里家の下位に位置付けられてきた岸家が、本脇の差別を解消し、長里家との対等な関係を志向する中で生じた争論であったと言えよう。いっぽうの幣頭は、本所吉田家の神道裁許状に見える「相祠官」を以て本脇の差別を否定した。さらに、元禄九年の書付において両者が「本神主」「脇神主」などと「神主」を自称している点にも言及し、改めて、裁許状に見える職号が「祠官」であることを強調している。このような中で幣頭が神道裁許状を以て長里家の岸家に対する優位性を否定したことは、集団の新たな秩序規範として、神道裁許状の職号を位置付けたことを意味していた。即ち、「本」「脇」などという慣例的な、また曖昧な神職間序列为、「神道裁許状」という明確な権威（本所吉田家）に裏付けされた「職号」によって塗り替えられたことを意味している。

寛政七年、幣頭倉橋相模は、棟札争論の最中に「神主号」を取得した。幣頭による「神主」の取得は、これまで社格や祭礼時の席次といった慣例的な序列の中では上位に位置付けられながら、神道裁許状上では「祠官」として同列に位置付けられるという矛盾を解消する出来事でもあった。

さて、寛政年間の争論以降、長里家と岸家との関係性はどのように変化したのだ

ろうか。以降も、両者間では度々争論に及んでいたようである。文政年間（一八一八～一八三〇）、赤名村杉戸の金屋子社の遷宮式に際して、岸筑後・長里播磨の連名で差し出された願書には、「双方不和合」のため相神主としての出仕が困難である。従って今後は隔番で出仕したいと訴えられている。³⁴⁾本書には「此者本神主長里出勤初ニ而夫々順番可仕候」とあり、長里家が「本神主」を公然と名乗っていることも窺える。裁許状取得時期は定かではないが、文政期頃のものと推定される継目許状取得願には「本神主長里若狭の俸主水」とあることから、長里家では文政期前後で「本神主」の裁許状を取得したものと思われる。いっぽうの岸家は、明治維新を迎えるまで「祠官」号に留まっていた。こうして、長里家・岸家の「本」「脇」は神道裁許状によつても確認されることとなつたのである。

第三章 慣例的・在地位秩序の解体～大原郡須我神社を事例として～

第一節 概観

前章では、本所吉田家の発給する神道裁許状の職号が、近世後期の神職意識の向上に伴う在地慣例の動搖とともに重要視されはじめ、慣例に替わる新たな秩序規範として選択され、その意義を高めていく様子を奥飯石地域倉橋幣組の事例から明らかにした。こうした在地神職による慣例的秩序からの脱却を志向する動きは、出雲国全体の特徴としても指摘することができる。

続いて取り上げる松江藩領大原郡の須我神社は、「古事記」に八岐大蛇退治を終えた素戔鳴尊が稻田姫を伴つてたどり着き、当地に宮居を定めたとの由緒を有する神社である。中世には地頭として信濃国から中澤豊前守が赴任し、諏訪大社の御祭神武御名方命を勧請して須我神社に合祀した。そのため近世の史料上では「須我神社」のほか「諏訪大明神」としても登場する。

当社の神職を代々勤めてきた諏訪家は、近世初頭には「門脇」姓や「中山」姓を名乗つており、「諏訪」姓を名乗り始めるのは十八世紀半ば以降のことである。文

政年間には幣老に任命され、さらに天保五年（一八三四）には十五名の神職を束ねる幣頭に就任している。諏訪家が幣老に就任する文政年間まで幣頭を勤めたのは、立原村幸大明神神職内田家であり、このとき諏訪家は幣組を構成する一神職に過ぎなかった。ところが文政九年（一八二六）、内田家が代々奉仕してきた幸大明神の一社立社昇格が認められるにあたって、内田家は幣頭職から外れ、これまで幣老を勤めてきた佐世村白神八幡宮原家が新たに幣頭に就任した。これに際して、諏訪権頭が幣老職に任命されたのである。さらに、天保五年には原家の一社立社昇格が決定し、後役として諏訪権頭に幣頭職の命が下っている。

【史料三】

申渡覚

大原郡諏訪村神主

諏訪権頭

右者同郡佐世村神主原檢校儀、年来幣頭役相勤罷在候処、今般首尾能被差免候ニ付而右幣頭役其許江被仰付候條、諸御用向大切ニ可被相勤者也

天保五年甲午正月

千家宮内（印・花押）
竹下将曹（印・花押）

右は、幣頭就任に際して杵築大社より下された任命書である。⁽³⁵⁾ 佐世村神主原檢校の後役として諏訪権頭に命が下っていることが確認できよう。

また、諏訪家が本所吉田家から初めて神道裁許状を取得したのは、元禄十六（一七〇三）年のことで、当時の神職門脇丹治平秀久が五社の祠官として「風折鳥帽子狩衣」の着用を許されている。諏訪家では、これ以降、幕末に至るまで九通の神道裁許状を取得しているが、そのほかにも「一日法令」「衣冠斎服」「布斎服」「赤色千早」「四組木綿手弼」など、八種類の装束裁許状が認められた（表4）。

さて、須我神社も含めて大原郡の神社の中には、「神樂職」あるいは「神樂役」

などと称する、中世に由来する独自の祭祀組織を抱える神社が存在した。「神樂職」「神樂役」と称する彼らは、神社に奉仕する神職でありながら、特定の神社においては「神樂役」「神樂職」として祭礼への出仕が義務付けられ、主に祭礼時の奏楽を担った。石塚尊俊氏は、かつて出雲特有の神社職として祭礼時の奏樂を担う「繫取」の存在を指摘しているが、この「神樂役」や「神樂職」もおそらくは「繫取」の別称か、またはそれに極めて近い性格を持つ者達であろう。宝永二年（一七〇五）の「大原郡得塙郷諏訪村神社指出帳」には「御祭礼御神事並社役之次第」として「正月十七日御祭礼 繫ノ役 山王寺村神主」「七月廿七日御祭礼 繫ノ役 南村之神主」「式度之御祭礼共ニ一神子役 飛石村之神主」と見える。⁽³⁶⁾ これらは、山王寺村神職石原家・南村神職新田家・飛石村神職佐々木家であり、以上三名の神職が須我神社に「神樂役」として出仕することが定められていた。⁽³⁷⁾

ところが、十八世紀も後半に差し掛かると、従来神樂役を勤めてきた神職を中心に行し、神樂への出仕拒否や、規定の祭礼装束以外の装束の無段着用（斎服）などが横行し、神樂職と、彼らを抱える神社との間で争論に及んでいる。特に、神樂職による斎服着用をめぐる争論は、藩や社頭、本所吉田家を巻き込みながら、大規模に展開された。

神樂職を勤める神職が着用した斎服は、本所吉田家から「布斎服」「衣冠斎服」などの装束裁許状を以て着用が認められるものであった。これは、通常の神道裁許状で許可される「風折鳥帽子狩衣」とは異なり、相応の官銀と吉田家の神道伝授を以て着用が認められるもので、このように神職達は、神道裁許状に定められた装束によっても序列为づけられていた。しかし、それはあくまでも吉田家側の理論に基づく序列であって、奥飯石地域の事例に見たように、近世初頭の在地では依然として、慣例的な序列が優先的に機能していた。

【表4】須我神社における取得許状一覧

| | 受給日 | 西暦 | 職号 | 神職名 | 奉仕社（兼帶社） | 許状種類 | 発給者 |
|----|-----------|------|----|----------|---|--|-------------------------|
| 1 | 延宝五年二月廿九日 | 1677 | 祠官 | 中澤相模平秀正 | 須我社（諏訪村） | 風折鳥帽子狩衣 | 国造出雲恒孝 |
| 2 | 延宝五年二月廿九日 | 1677 | 祠官 | 中澤相模平秀正 | 須我社 | 風折鳥帽子狩衣 | 国造出雲尊房 |
| 3 | 元禄十六年七月朔日 | 1703 | 祠官 | 門脇丹治平秀久 | ①諏方大明神（諏訪村）、②須我社、③坂本大明神（古茂沢村）、④八幡宮（小川内村）、⑤得塙神社（小川内村） | 風折鳥帽子狩衣 | 神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣可兼敬 |
| 4 | 元禄十六年七月朔日 | 1703 | — | 平秀久 | — | 四組木綿手弼 | 神祇管領卜部朝臣 |
| 5 | 寛保三年七月十二日 | 1743 | 祠官 | 中山石見守平秀清 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神（諏訪村）、④大石大明神（不明）、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮 | 風折鳥帽子狩衣 | 神祇管領長上正三位行神祇權大兼侍従卜部朝臣兼雄 |
| 6 | 寛保三年七月十二日 | 1743 | — | 平秀清 | — | 四組木綿手弼 | 神祇管領 |
| 7 | 寛保三年七月十二日 | 1743 | — | 平秀清 | — | 赤色千早 | 神祇管領 |
| 8 | 明和二年五月三日 | 1765 | 祠官 | 中沢和泉守 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮 | 風折鳥帽子狩衣 | 神祇管領長上從二位卜部朝臣兼雄 |
| 9 | 午七月 | — | — | 中沢和泉 | — | 立烏帽子 | 鈴鹿石見守・鈴鹿丹波守・鈴鹿下野守 |
| 10 | 安永三年七月十三日 | 1774 | 神主 | 平秀直 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮 | 布斎服 | 神祇管領長上卜部朝臣兼雄 |
| 11 | 天明六年九月三日 | 1786 | 神主 | 中沢主計平秀敦 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮 | 風折鳥帽子狩衣 | 神祇管領長上正二尉卜部朝臣良延 |
| 12 | 寛政五年七月十八日 | 1793 | 神主 | 中沢典膳平秀敦 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮 | 風折鳥帽子狩衣 | 神祇管領長上從二位卜部朝臣良俱 |
| 13 | 寛政五年七月十八日 | 1793 | 神主 | 平秀直 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮 | 一日法令（祭礼正月十七日・七月廿七日・廿八日） | 神祇管領長上從二位卜部朝臣 |
| 14 | 文化四年五月十一日 | 1807 | 神主 | 中澤加次馬平秀富 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮、⑧山神大明神（引坂村） | 風折鳥帽子狩衣 | 神祇管領長上從二位卜部朝臣良連 |
| 15 | 午四月 | — | — | 中澤加次馬 | — | 冠斎服 | 鈴鹿兵部通益・鈴鹿河内守・鈴鹿筑後守 |
| 16 | 文化七年三月廿六日 | 1810 | — | 平秀富 | — | 布斎服 | 神祇管領長上卜部朝臣 |
| 17 | 文政十年後六月四日 | 1827 | 神主 | 諏方石見守 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮、⑧山神大明神、⑨山神大明神（北村） | 風折鳥帽子狩衣 | 神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良長 |
| 18 | 子三月 | — | — | 諏訪石見 | — | 一日法令衣冠（遷宮当日塙時祈禱大祭） | 鈴鹿出羽守長生・鈴鹿筑前守・鈴鹿豊後守 |
| 19 | 亥閏六月 | — | — | 諏訪石見 | — | 細烏帽子 | 鈴鹿筑前 |
| 20 | 天保四年四月十日 | 1833 | 神主 | 平秀屋 | 須我社諏方大明神 | 一日法令（祭礼正月十七日・七月廿七日・廿八日） | 神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣 |
| 21 | 天保四年四月十日 | 1833 | — | 平秀屋 | — | 布斎服 | 神祇管領長上卜部朝臣 |
| 22 | 天保十一年三月 | 1840 | 神子 | 喜代能 | 諏方村須我社及八社 | 四組木綿手弼・中臣祓・三種大祓・六根清淨大祓・神樂秘文等 | 神祇管領長上家公文所 |
| 23 | 安政二年十月十九日 | 1855 | 神主 | 諏方加賀正平秀善 | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮、⑧山神大明神、⑨山神大明神 | 風折鳥帽子狩衣 | 神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良典 |
| 24 | 安政二年十月十九日 | 1855 | — | 平秀屋 | — | 淺沓 | 神祇管領 |
| 25 | 万延元年三月廿八日 | 1860 | — | — | ①諏訪大明神、②須我社、③若宮大明神、④大石大明神、⑤得塙神社、⑥坂本大明神、⑦八幡宮、⑧山神大明神、⑨山神大明神 | 一日法令（祭礼正月十七日・二月十一日・三月三日・十日・四月一日・五月五日・六月十五日・三十日・七月七日・廿六日・廿七日・廿八日・八月八日・十五日・廿五日・九月一日・九月・十三日・十五日・廿九日・十月一日・十日・二十日・十一月卯日・十二月三十日） | 神祇管領長上正三位卜部朝臣 |
| 26 | 万延元年三月廿八日 | 1860 | — | 平秀善 | — | 布斎服 | 神祇管領長上卜部朝臣 |
| 27 | 万延元年三月廿八日 | 1860 | — | 平秀善 | — | 神道初重之大事（入徳之門） | 神道管領長上卜部朝臣良口 |

(注) 須我神社所蔵。表からは諏訪家の兼帶社が5社から9社へと段階的に増加していることが分かる。

そのうち、増加分については太書で示している。また、村名ははじめのみ（）で記載し、以下は省略した。

第二節 斎服争論の展開

(一) 争論の概要

次の史料は、天保十四年（一八四三）七月、神職諏訪石見が杵築社頭方嶋彈正・竹下将曹に宛てた「御願申上御事」とする訴書の控である。⁽³⁸⁾ 争論の経緯が比較的よく分かる史料なので詳しく見ておきたい。

【史料四】

一、大原郡牛尾郷惣社須我社諏訪大明神二季之祭礼・正外遷宮之節、同郷中南村新田帶刀・山王寺村石原薩摩・飛石村佐々木和泉三人之者繫・太鼓・笛之三役神事式勤向之数々、身分如何様之官服仕居候而茂、一切風折烏帽子狩衣着用出勤、其外之烏帽子装束右諏訪大明神祭礼・遷宮之節一切風折烏帽子狩衣之外烏帽子装束變而着用致間敷儀者古来より之旧格ニ御座候、仍而宝暦年中之御裁許書並吉田殿御家老より申来候返答書、従御社頭被仰出候御書付、其外右三人之者任官仕候節如何様之官位仕候而も諏訪社ニ於いて者古格之通風折狩衣ニ而相勤可申旨及受申上候、一札之上ニ而悉嚴重ニ前來之硯（規）拒相立罷在申上候得共、兎角三人之者不得止事社法を乱り我意申募、是迄茂差縛ニ相成御愁訴申上奉、掛御面倒之段重々奉恐入候、然所去ル二月六日御尋向之砌社役人名代中右兵衛殿詰所より被致退席被相伺候哉、四人共ニ自分旅宿江可罷出旨被仰聞奉得其意□御旅宿江參申上候所、此度御糺之儀御面倒ニ被為思召諸願書類御差返しニ相成候、尤願之筋有之御別段ニ可申出与被仰渡如何様可申上様茂無御座切々当惑至極仕候、其後中右兵衛殿より二人之者勤向之内、正月十七日松之枝を持田を植候節並七月廿七日之夜鹿之神事ニ益仕候節、兩度斎服為致着用候様願出候ハ、取次可遣旨被仰聞無□一札相認差出置申上候得共、畢竟狩衣斎服入念ニ着用仕候様ニ相成候而者依頼又々差縛出来候儀□難斗奉存候、是追茂御裁許書猶又御書付等之訛も悉承知仕候ニ付、任官之節

齋服者着用不仕候間、取及受右様古格を乱りし者ニ御座候、然ニ吉田殿御家老より御返書ニも諏訪社江定格出勤三役相勤候社ニ候得者、先格式之通、風折狩衣着用ニ而相勤可申候、
（中略）

□ニ当年より十六年以前、文政十一子正月祭礼ニ新田・佐々木兩人之者押而斎服立烏帽子着用仕候ニ付同年子六月従御社頭諏訪社ニおいて者三人之者斎服着用之儀御差留□之、同年子七月祭礼翌丑正月同七月之祭礼先例之通斎服立烏帽子着用不仕古格之通、旧例□取乱風折烏帽子狩衣ニ而出勤仕候、然所同年丑十一月三人之者揃而願出候ニ付前々御役高木権平様江迄兩度御願申上置候訳も御座候所、漸ニ一晩年古格之通風折狩衣ニ而出勤仕候儀者郡然たる儀ニ候、石原薩摩ヨリ受書可差出旨被仰出□得共、今以受書も不差出候、又々故障申出候段不埒至極之儀ニ御座候、何卒恐多御儀ニ奉存候得共、文政十子六月従御社頭被仰渡候御書付之通、三人之者心得違不仕候様、以御憐愍を以急々御下知被為今更右様□先非再願書御願申上候（後略）

右によれば、大原郡牛尾郷の惣社須我社では、二季祭礼および正・外遷宮に、南村新田帶刀・山王寺村石原薩摩・飛石村佐々木和泉の三名が、各々繫・太鼓・笛の三役を勤めてきた。その際にはいかなる官服を得ようとも、「旧格」の通り風折烏帽子狩衣を着用して出勤することが定められており、このことは、「宝暦年中之御裁許書」「吉田殿御家老より申来候返答書」「従御社頭被仰出候御書付」のほか、三名任官の際にも常々言い含めてきたことであった。ところが、三名は得心せず社法を乱し我が儘を申し募り、これまで何度も差縛れとなってきた。

昨年二月六日、寺社奉行役人名代中右兵衛の詰所から退席する折、中右兵衛から自身が宿泊する宿屋に来るようとの指示があった。その際、中右兵衛から三役の勤

向について、正月十七日の「松之枝を持田を植」儀式ならびに、七月廿七日夜の

難になりつつある状況が窺えよう。

「鹿之神事ニ益仕」に限って、斎服着用を願い出れば取次いでもよいなどとの提案があつたが、諏訪家は一度の祭礼に風折烏帽子狩衣と斎服を着用して出仕する者がいると差縫れになりかねない。また、吉田御家老の返書にも「先格式之通」風折狩衣を着用するように申されているとして、提案を退けている。

その後、文政十一年（一八二八）正月には、神樂職である新田と佐々木の両名が斎服立烏帽子の着用を強行したため、社頭から諏訪社での斎服着用を禁止する触が出された。ところが、同年十一月、神樂職の三人が揃って斎服着用を社頭に願い出たことでこれより斎服の着用が認められることになってしまった。「社例」が乱れ、本所に対しても済まないので、高木権平に再度訴えたところ、年暮に漸く古格の通り風折狩衣に復することとなつた。その際、社頭は石原薩摩に受書を提出するよう仰せになつたが、未だに石原からは音沙汰がないので、その旨を再度触れられてほしい。

〔二〕争論から

以上から分かることを整理する。須我神社では神樂職の着用装束をめぐって、既に宝曆の頃より争論におよんでいた。本所吉田家・寺社奉行・社頭（杵築大社）は神樂職の斎服着用を禁止し、「慣例之通」り、風折烏帽子狩衣での出仕を命じている。吉田家では一貫して在地秩序を尊重する意向を示しており、吉田家が自家で定める装束や職号による序列化にはそれほど拘っていないことが分かる。いっぽう、社頭は一時斎服着用を認めるなど、寺社奉行や社頭の姿勢は一貫性に欠けたものであった。また、斎服着用を禁止されてもなお斎服にて祭礼に出仕するという神樂職の姿勢からは、本所吉田家・杵築大社・寺社奉行の裁許がいすれも強制力を持たず、従うべき絶対的なものとして受け止められないことが分かる。神職らが、自身の主張に最も有利な存在を主体的に選択しており、神職達を抑制することが既に困

【史料五】 （前略）

一、佐世村白神八幡宮同村春木主税・長妻近江兩人之者神樂職勤來ニ御座候處、寛政享和之頃歟斎服法令ニ昇進仕候而私共吉田家ニ而免許状頂戴仕斎服法令ニ昇進仕候儀、いつれニ而ハ着用不成与御許状ニ差別者無御座候何連何連斎服着用者神祇管領ハ天子之御代官、然者象勤覚候道理ニ而重キ免許状ヲ以着用仕候趣申上、白神社へ斎服立烏帽子着用参勤仕候ニ付白神神主ぢ○（挿入）「社法ニ□□」御訴申上候ニ付朝比奈猪□様・高木権平様ひ御下知ニ白神之社江參勤之節ハ風折烏帽子狩衣着用相勤可申候、勿論勤來之儀不勤ハ不相成候而急度御下知被仰付相治申上候（後略）

（破線は執筆者による）

右の史料は、春木主税・長妻近江両名の神樂職を抱えた佐世村白神八幡宮神主原家からの訴えである。⁽³⁹⁾注目されるのは、「何連斎服着用者神祇管領ハ天子之御代官、然者象勤覚候道理ニ而重キ免許状ヲ以着用仕候趣申上」などと、斎服着用は神祇管領ニ「天子之御代官」による「重キ免許状」によって認められたものであるとして、朝廷という権威を持ち出して主張を正当化している点である。須我神社の例では神樂職がいかのように主張しようとも、吉田家は「旧格」を優先させるよう指示しているので、神樂職達の言い分に従えば、彼らは風折烏帽子狩衣の着用を余儀なくされるわけだが、ここで慣例に抗する権威を朝廷に依拠している点は興味深い。

以上に見てきたように、十九世紀初頭、「神樂職」として從来下位に位置付けられてきた神職による斎服許状の取得が加速していた。神樂職達は、吉田家の斎服許状を根拠に旧来の「風折烏帽子狩衣」での出仕を拒み、また中には吉田家を「天子之御代官」と称し、圧倒的な権威を盾に慣例という桎梏からの脱却を図ろうとした。

ところが目論見ははずれ、吉田家では在地秩序を優先するよう神職達を諭している。

しかし吉田家の説得が聞き入れられることはなく、実際には依然として斎服の着用が横行していたのである。

(三) 本所吉田家の対応

さて、同時期、諏訪幣組では必要な官銀を納めたにもかかわらず、裁許状が発給されないという事態が生じていた。天保七年（一八三六）七月、田中村神主吉岡周防の裁許状取得に際して、諏訪権頭から吉田家家老に宛てられた添翰には、未だ裁許状が発給されていない宇治村神主山本伊勢・東谷村神主齋藤豊前・南加茂村神主宮川助之進の三名に対する、速やかな発給を求める訴えが加えられている。さらに

一月後にも、山王寺村石原薩摩の裁許状取得に際して、先の三名に加え、田中村吉岡周防の裁許状発給が訴えられている。⁽⁴⁰⁾ ところが、こうした再三の訴えにも関わらず、裁許状が発給されることはない。天保八年（一八三七）三月には、南加茂村宮川式部の裁許状取得願に併せて、吉田家家老鈴鹿河内守・鈴鹿筑前守・鈴鹿筑後守ならびに大角左膳宛に次のような訴えが出されている。⁽⁴¹⁾

三月朔日

雲州大原郡諏訪村

牛尾郷惣社神主幣頭

諏訪権頭（花押）

鈴鹿河内守様

鈴鹿筑前守様

鈴鹿越後守様 外ニ受取書写相添

（波線は執筆者による）

（前略） 雲州大原郡南加茂村貴船大明神稻荷鉢女及三社神主宮川助之進初重

法令願、去々未五月廿八日同郡田中村熊野三社權現稻荷巌嶋及三社神主吉岡周防繼目願・同未閏七月五日同郡佐世村狩山宇佐八幡宮月根尾向社神主春木常陸継目願、①同未八月廿三日右三人之者御免許頂戴仕度旨願出候ニ付、私ニ添翰仕御願申上置候所、以今御免許御差下不被遣候ニ付、願人方ニおるてハ最早三年越ニも相成候所、御免許頂戴不仕、扱々迷惑至極仕候間、此状達次第、直々御取調御差下被為下候様、此段厚奉願上候、⁽²⁾ ②尤御免許面年号月日之儀ハ先達而上銀調達仕候節之日限ニ御認可被下、左候而ハ國方ニおるて先官後官

之差別ニ相抱り候訳等御座候間、宜奉願候」、若又飛脚を以御願上申上候而右様御免許□相添訳共ニ御座候ハ、、③折柄見合自身上京可仕候間、右三人之者より先達而調達仕置候上銀一先御差返し被下候様、右三人之者より頻りニ願出候所、何分前文申上候通、直々御取調差下ニ相成候様幾重ニも奉願上候、尤④南加茂村神主宮川郷雲・佐世村神主春木大式右両人之者先年御本所様関東御参府被為有之候趣ニ而調達金之御頼有之候節、右兩人之者ハ金子調達も仕候者ニ御座候處、右様御免許等延引ニ御取扱被下候段、小身之社家として縫之金子ニハ御座候得共、調達仕候心配之無詮様ニ存候趣ニ御座候間、何様急々御免許御差下ニ相成候様御取扱候程、偏ニ奉願上候、右御願申上度如斯ニ御座候、恐惶謹言

三月朔日

雲州大原郡諏訪村

牛尾郷惣社神主幣頭

諏訪権頭（花押）

鈴鹿河内守様

鈴鹿筑前守様

鈴鹿越後守様 外ニ受取書写相添

（波線は執筆者による）

（前略） 雲州大原郡南加茂村貴船大明神稻荷鉢女及三社神主宮川助之進初重

法令願、去々未五月廿八日同郡田中村熊野三社權現稻荷巌嶋及三社神主吉岡周防繼目願・同未閏七月五日同郡佐世村狩山宇佐八幡宮月根尾向社神主春木常陸継目願、①同未八月廿三日右三人之者御免許頂戴仕度旨願出候ニ付、私ニ添翰仕御願申上置候所、以今御免許御差下不被遣候ニ付、願人方ニおるてハ最早三年越ニも相成候所、御免許頂戴不仕、扱々迷惑至極仕候間、此状達次第、直々御取調御差下被為下候様、此段厚奉願上候、⁽²⁾ ②尤御免許面年号月日之儀ハ先達而上銀調達仕候節之日限ニ御認可被下、左候而ハ國方ニおるて先官後官

【表5】杵築大社支配下六郡半における一社立社数の変化（広瀬藩領除く）

| | 神戸郡 | 出雲郡 | 大原郡 | 飯石郡 | 仁多郡 | 能義郡 | 意宇郡 | 合計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 宝暦14年 (1764) | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | / | 8 |
| 嘉永2年 (1849) | 6 | 6 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 22 |

(注)「宝暦十四年改出雲国中社家帳母里領広瀬藩領除之」(比布智神社文書『旧島根県史編纂史料八〇近世筆写編』)、「嘉永二年内十一月改支配下六郡半社家名寄帳」(『佐草家文書』近世三 系譜②)より作成。

特に②には「國方ニおるて先官後官之差別ニ相抱り候訛等御座候」とあり、出雲国内の社家にとって、裁許状取得の順番が席次に関わる重要な問題であったことが窺える。吉田家が三年にわたって発給を渋った理由については不明である。ただ、斎服争論をめぐっては、吉田家にも裁許を仰いでおり、渦中での裁許状発給が争論を助長しかねないとして、一時的に見送られた可能性も考えられよう。⁴²⁾このとき延引の対象となつた神職の中には、白神八幡宮の神楽職・春木家の名も見られた。

第三節 一社立社の増加

前節では、十九世紀初頭の斎服争論を取り上げ、神楽役を担う神職達が、本所吉田家の権威を恣意的に高め、在地慣例的な序列からの脱却を図ろうと画策していた様子を明らかにした。

同じ頃、出雲国内では、社頭幣頭制度を利用した社格昇格の動きも進行していた。先に、大原郡須我神社神職諏訪家が幣頭に就任したのは天保五年のことであり、それ以前は立原村幸大明神の内田家、佐世村白神八幡宮の原家が歴任していたことを指摘した。わずか九年の内に幣頭が三度交代するという異例の事態であった。しかし、幣頭から一社立への社格上昇は、この時期、決して珍しいことではなかつたようである。

例えば、神門郡多伎藝神社高橋家では、天保八年（一八二七）八月に幣頭武田家に替わって幣頭仮役に任命されると、翌月には杵築大社へ一社立昇格を願い出ている。⁴³⁾また、出雲国六郡半の神職を幣組毎に列記した「宝暦十四年改出雲国中社家帳」（一七

六四）、「嘉永二年内十一月改支配下六郡半社家名寄帳」（一八四九）から、松江藩領下における一社立の増加率を算出すると、宝暦十四年時点では八社であった一社立社は、嘉永二年内には二十二社に増加していることが分かる（【表5】⁴⁴⁾）。以上の急激な一社立社増加の背景には何があったのだろうか。現時点でこれに対する解答は持ち合わせていないが、代々幣頭や幣老を勤めてきた神職達の間では、一社立社への昇格がにわかに意識されはじめていたのである。⁴⁵⁾

おわりに

本所吉田家と出雲国の神職との関係は、元禄十年の杵築・佐太争論を契機として進展し、出雲ほぼすべての神職が吉田家に編成されていった。その際吉田家は、社頭（佐太大社）や各幣頭を単位として従来の組織を取り込むことで包括的支配を志向した。吉田家が発給する神道裁許状の取得に際しては、本所触頭（出雲国三郡半では佐太大社、杵築配下六郡半では各幣頭）の添簡を必要とし、また大原郡須我神社で展開した斎服争論においては在地秩序を尊重する姿勢を示すなど、吉田家による在地神職に対する支配は受動的で、西田かほる氏が指摘するように、吉田家は組織や秩序の改変を求めていたわけではないことが分かる。⁴⁶⁾とはいえ、本所吉田家の存在は確実に在地組織を変容させていった。

十八世紀後半から十九世紀にかけて、奥飯石地域や大原郡では「脇神主」や「神樂役」などと、これまで慣例的な序列の中で下位に位置づけられてきた神職の側から様々な争論が展開された。この時神職は、神道裁許状によって認可される職号や装束による序列化を志向し、吉田家を「天子之御代官」などと仰いで在地慣例に優越させることで、自身の主張を正当化していった。しかし実際には、吉田家側は在地秩序を尊重する意向を示しており、吉田家を利用して慣例からの脱却を図りたい神職達にとっては、必ずしも有用な手段とはならなかった。また、こうした状況に呼応する形で、同時期国内では幣頭や幣老を中心として一社立社昇格に向けた動き

も加速していた。神職達が一社立社を志向していく背景には何があるのか、またそもそも杵築大社がなぜ社頭幣頭制そのものを瓦解させかねない一社立社の昇格を認めていくのか、解明すべき課題は山積している。しかし、一集団内で同時期に生じていた、異なる階層（幣頭・幣老／脇神主・神楽役）による、異なる仕組み（社頭幣頭制／一本所吉田家）を利用した昇格の動きは、出雲国における神社神職組織の本質にも関わる興味深い動きと言えよう。

註

- (1) 高埜利彦『近世の朝廷と宗教』(吉川弘文館、二〇一四年)
- (2) ①朝矢嘉史「神職の集団化と幕府支配—武藏国独礼神主層を事例に—」(『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』、吉川弘文館、二〇〇八年)、田中由利子「近世における地方神社の触頭支配確立—香椎宮奉幣使派遣を契機とした福岡藩桜井神社の触頭化をめぐって—」(『比較社会文化研究』第三一号、九州大学大学院比較社会文化学府、二〇一一年)、岩本税「藩体制下における地方神官の專業化—肥後国阿蘇末社社家男成氏の場合—」(『熊本史学』第二七号、熊本史学会、一九六四年)など、②「土岐昌訓「白川・吉田の神職支配—近世における武藏・相模の両国を中心に—」(『現代神道研究集成』第三巻神道史研究編II、現代神道研究集成編纂委員会、神社神報社、一九九八年)など、③西田かほる「近世的神社支配体制と社家の確立について—甲州国中地域を事例として—」(『地方史研究』第二五一号、一九九四年)、藤井祐介「吉田家の神職支配をめぐる対馬藩の動向—天保期「藤内蔵助上京之儀」を事例に—」(『九州史学』第一六三号、九州史学研究会、二〇一二年)などがある
- (3) 西田かほる『近世甲斐国社家組織の研究』(山川出版社、二〇一九年)
- (4) 井上智勝「近世の神職組織 觸頭を擁する組織を対象に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、二〇〇八年)

(5)『大社町史』中巻(大社町史編集委員会、二〇〇八年)

- (6) 出雲国社頭幣頭制の研究には、朝山皓「出雲に於ける旧藩時代社頭の幣頭制度」(『國學院雑誌』三七卷八号、一九三一年)、石塚尊俊「近世出雲における神職制度」(『神道学』八〇号、神道学会、一九七四年)などがある。また近年の錦織稔之の研究では、神門郡所原村御崎神社(松寄下村朝山幣下)の寛政元年(一七八九)正遷宮式に際して異なる幣頭の幣下が参集している事例を挙げ、幣組に留まらない広範な助勤関係が形成されていたことも明らかにされている(『出雲市域における近世神職神楽の実例』『中国地方各地の神楽比較研究』、古代文化センター、二〇〇九年)。神職の助勤関係の広がりは、広瀬藩奥飯石地域倉橋幣組の事例からも確認できる。享保四年(一七一九)志津見村妙見神社で行われた浄土神樂に際しては、松江藩の神職が参集しており、また、同社宝暦六年(一七五六)遷宮式では、石見国の神職が参集している例も見られる。国や藩を越えた幅広い助勤があつたことが窺える。
- (7) 須佐神社・平浜八幡宮・高宮・横田八幡宮・美保神社・富田八幡宮が該当する日御碕神社を含める場合もあるが判断が分かれる。
- (8) 石塚尊俊氏は中世段階で既に社頭を中心とした神職支配体制が存在していたと指摘するが、その実態については明らかになっていない。
- (9) 前掲注4
- (10) 前掲注5
- (11) 出雲国広瀬藩領奥飯石地域の幣頭倉橋家では、文化年間から文政年間にかけて、幣老勝部が「幣頭仮役」を勤めているが、倉橋家が復帰した際には、速やかに役を返上している。
- (12) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、一九八九年)神道裁許状の取得には多額の費用を必要とする。そのため、在地生産力の向上をまって漸次的に進行したことが指摘されている。

(13) 前掲注5

(14) 吉田許状取得にかかる費用については、朝山皓氏の「出雲に於ける社家継目の上洛と其の費用」(『神社教会雑誌』二十五年十一月号(一九二五年)掲載論文を『古代文化叢書6 出雲の神信仰と祭り』(古代文化センター、二〇〇〇年)に所収)がある。八束郡大根島郷社タコ神社神職の上京道中日記によれば、裁許状取得にはまず社頭に対しての冥加金、吉田家に上納する官銀(七両二三歩前後)、旅費滞在費(芝居見学などの遊興費含む)などがあり、相当の出費であったことが想像される。その他、鈴木理恵氏は、国を超えた神職の文化的ネットワークの存在を明かにし、上京に際して神職等が他国の神職と活発的な文化交流を行っていること、また吉田許状取得の場が情報収集の場としても機能し、神職の修学意欲などを刺激したと指摘する(近世後期、神職の在京生活と交遊)『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部第五十八号、二〇〇九年)

(15) 前掲注12。倉橋幣組の一人、長里家では文政七年に長里左京が跡目相続のため上京しているが、その際の「官位奉加帳」には、小田村・上來島村・真木村・下來島村・野萱村などの氏子のほかに、「和惠山内中」(鉄山方)から「銀二十五目」を受け取っている(和田八幡宮司長里禧彦『奉祿神社史年表』、一七八八年)。長里家が奉仕した神社の一つに鉄師らの信仰を集めめた金屋子神社(赤名村杉戸)があつたためだろう。

(16) 前掲注5

(17) 前掲注5

(18) 『赤来町史』(赤来町史編纂委員会、一九七一年)

(19) 「社家出入ニ附広瀬表江出府仕万事受返答覧帳」(赤穴八幡宮所蔵) 杵築大社を藩触頭とする通達は、天明六年(一七八六)には奥飯石地域の神職達に通達されていた。ところが、調印にあたって当該地域の神職による強い反発があ

い、執行に二年もの年月を要する。神職達が調印に難色を示したのは、広瀬藩の通達に、①「唯今迄吉田官之神職共ハ吉田家之支配下ニ相違無之所以來杵築支配下と有之候」、②「吉田表不依何等新規之儀被仰付候ハ御受仕間敷候」という一条が盛り込まれていたためである。神職は、①「唯今迄吉田官之神職共ハ吉田家之支配下ニ相違無之」、②「只今迄吉田表之支配下ニ相違なく」などと、自身が「吉田官」「吉田支配下」であることを強調してこれに反発する。天明八年(一七八八)には郡奉行と神職による対話の席が設けられ、①「杵築支配下」とは「触下同前之事也」として「杵築御触下御支配」に改められ、②は撤回された。広瀬藩が大幅に譲歩する形での調印が成立した。

(20) 『広飯秘鑑』卷之二(『旧島根県史編纂資料 近世筆写編 三四』)(島根県立図書館蔵)所収

(21) 明眼寺藏(飯石郡八神村)

(22) 相神主体制成立の背景は様々に考えられる。例えば、一社立社八重山神社に相神主として奉仕した春日氏・伊達氏では、文化十一年(一八一四)、年頭御礼での席次に伊達氏が異を唱えたことで争論が生じている。この時、春日氏が自身の官格や八重山神社の社格の証明として作成した書付には、相神主体制成立の背景と春日氏の伊達氏に対する優位性が述べられている。八重山神社の相神主体制は、享保十六年(一七三一)に父・春日武藏から丹後・常陸兄弟が神職を引き継いだことに始まるという。以降、兄丹後が「伊達」姓を、弟常陸が「春日」姓を名乗り、相神主として神社に奉仕した。兩家は一社立八重山神社以外の神社の神職として倉橋幣組にも所属している。

(23) 赤穴八幡宮蔵。同家に残る争論演説書の中には先代大和守より裁許状を取得したと見えるが眞偽は定かではない。

(24) 島根県古代出雲歴史博物館蔵。

(25) 宮地治邦「吉田神道裁許状の授受について」(『神道学』十九号、神道学会、

一九五八年)

(39) 須我神社蔵

(26) 『郷土調査第二輯』(島根県能義郡布部村尋常小学校布部史談会、一九三五年)

(27) 赤穴八幡宮蔵

(28) 『志津見ダム民俗文化財調査報告書 志津見の民俗(資料編)』(島根県教育委員会、一九九〇年)

(29) 赤穴八幡宮蔵 「拾ヶ年期酉年遷宮棟札〔欠損〕和田両社家争論演説〔欠損〕」

(30) 前掲注18

(31) 塚原八幡宮蔵

(32) 赤穴八幡宮蔵 「和田一件指出候書付控」

(33) 赤穴八幡宮蔵

(34) 赤穴八幡宮蔵 「差上申候熟談書之事」

(35) 須我神社蔵

(36) 須我神社が所蔵する「享保神社差出帳」(『古差出帳』)には天正五年に領主

「春信」から須我神社神職「別火門脇清左衛門尉」に宛てられた「諏訪御祭諸事申定事御祭式次第」と題した書状写が記載されている。右には「七月之御祭之時者、神樂錢如何程茂らへ大森神主・山王寺神主・奥田神主・一神子役末社ニ式十足ヲ如御定可遣之也」と見える。本文は享保以降の差出帳などにも見えるが、内容には相違も見られ注意を要する史料である。眞偽は定かではないが、諏訪家の神楽職支配の根拠となる史料である。

(37) 佐世村白神神社原家には、上佐世村三体妙現社の神職長妻家・下佐世村狩山

八幡宮神職春木が神楽職として奉仕した。また、大原郡木次村木次八幡宮神職陶山家は五社家を束ねる幣頭であったが、同家でも神楽職として寺領村の陶山家を抱えていた。これらの神社でも祭礼時に着用して出仕したとして争論に及んでいる。

(38) 須我神社蔵

(40) 須我神社蔵 「御用留 天保五年四月五閏申二月迄」

(41) 須我神社蔵 「御用留酉正月ヨリ」

(42) 他国の事例では、享保・宝暦期における公家社会の復古的動向により、白川家が注目されはじめ、吉田家の干渉や裁許状受給に際する礼金を逃れるため、白川家に下る者が増加していた。こうした事態に対し吉田家では神道取締役などを設置し、地方神職への関与を強化したことなどが明らかにされている。

出雲国においても、白川家の許状を取得する者が増加しており、吉田家からの離脱の動きを見て取ることができる(近藤喜博『白川家門人帳』、白川家門人帳刊行会、一九七一年)。十九世紀には神職の中には裁許状取得にかかる官銀や上京費用が確保できず費用を調達するまでに数年の猶予を願い出て、仮演達(仮免許)を許された者もいた(『平成二十五年度出雲市文化財調査報告書 多伎藝神社所蔵資料調査報告』(出雲市文化環境部文化財課、二〇一三年))。さ

らに、大原郡では天保期以降、上京せずに裁許状を取得している事例が見られる。同年は天保飢饉の年にあたり、当地でも死者や異常気象による甚大な被害が報告されている。吉田家が上京を免除したのは、上京費用の捻出に苦心する各社家に対する一時的な救済措置であったと考えられなくもないが、このような資金難に喘ぐ在地神職への吉田家の柔軟な対応は、十八世紀以降各地に影響力を増しつつあった白川家の台頭を背景として、配下神職の離脱を憂慮した吉田家の対抗策であったとも考えられよう。

(43) 『平成二十五年度出雲市文化財調査報告書 多伎藝神社所蔵資料調査報告』(出雲市文化環境部文化財課、二〇一三年)

(44) 「宝暦十四年改出雲国中社家帳母里領広瀬領除之」(比布智神社文書『旧島根県史編纂史料八〇 近世筆写編』)「嘉永二年内十一月改支配下六郡半社家名寄帳」(『佐草家文書』近世三社家系譜②)

(45) 宝暦時点では一社立社として見えないが、その後一社立社となつた出雲郡富村富大明神および同郡千家村客大明神、同郡北島村若宮大明神については、杵築社領の村に所在していたため、この縁故を以て一社立社に昇格したのではないかとする、朝山皓氏の指摘がある（朝山皓「出雲に於ける旧藩時代社頭の幣頭制度」（『國學院雑誌』三七巻八号、一九三一年））。杵築大社との縁故や貢献度が一社立社昇格にどのように影響したのかは今後の検討課題とする。